【下線・ゴシック部分を追加】

		・コンツク部分を		Г		ा है चहे हैं।		HI. N.J. Ph		
類型	分野	対象業種(事業)	対象地域		対象要件 (投資•雇用)	助成額	助成内容 限度額	通算限度額	
類型 I		自動車関連製造業 宇宣 ·航空機関連製造業(※1) 高機能素材·複合材料関連製造 業(※1)				新 安 善 普 安	投資額×10% 投資額×5%	15億円 5億円	20億円 (同一企業)	■出向者の取扱い 道外からの出向者(道内に 住所を移転する者)1名を
		電気・電子機器製造業 医薬品製造業 食関連産業 植物工場 新エネルギー関連製造業				投資:5億円以上 雇用:20人以上	投資額×10%	10億円	13億円	雇用増として認める。
				全道 (札幌市を除く。) (植物工場は、工業団地と工業適地を対象とする。(札幌市を除く。))	増 設		投資額×5%	3億円	(同一企業)	■環境配慮型工場等の取扱い <u>省エネルギー型の機械や</u> 機器の導入、新エネルギー の活用によって工場等の全 体のエネルギー消費量を10
		新エネルギー供給業 ※市町村支援の対象であること			増	投資:10億円以上 雇用:1人以上	投資額×5%	1億円	<u>1億5千万円</u> (同一企業)	
							投資額×2.5%	<u>5千万円</u>		%以上低減することが可能 となる環境配慮型工場等
	(分野 発展基盤施設へ)	データセンター事業			新設	新 一般型 投資:10億円以上 雇用:5人以上	投資額×10%	一般型 3億円 環境配慮型 5億円	一般型 4億5千万円	(本社機能移転事業(賃借) に係る事務所又は事業所、 環境配慮型データセンター を除く)の立地に対して、補 助率を1%加算する。
					増設	環境配慮型 投資:20億円以上 雇用:5人以上	投資額×5%	一般型 1億5千万円 環境配慮型 2億5千万円	環境配慮型 7億5千万円 (同一企業)	
		基盤技術産業				投資:2千5百万円 以上	投資額×10%	3億円	13億円 (同一企業)	■旧企業立地促進法適用地域 の取扱い <u>令和4年3月31日をもって、</u> 道内の旧企業立地促進法 適用地域(※)のすべての
					増設	雇用:5人以上	投資額×5%			
		本社機能移転事業	<u>(設備投資)</u>	全道 <u>(札幌市を除く。)</u>	新設	<u>投資:1億円以上</u> 雇用:20人以上	<u>投資額×10%</u>	<u>1億円</u>	_	地域における基本計画の 計画期間が満了したことに 伴い、旧企業立地促進法 適用地域に関する取扱い を削除する。
			<u>(賃借)</u>	全道	新設	投資:なし 雇用:20人以上 (札幌市は30人以上)	賃料×1/2×3年 間 (札幌市は1年 間)	1千万円/年	_	※「旧企業立地促進法適用 地域」とは企業立地の促 進等による地域における 産業集積の形成及び活 性化に関する法律の一
		自然科学研究所 ※成長産業分野に関連する業種 に限る。		全道	設	投資:5億円以上 雇用:研究員5人以上	投資額×10%	10億円	13億円 (同一企業)	部を改正する法律(平成 29年法律第47号)による 改正前の企業立地の促 進等による地域における 産業集積の形成及び活
					設		投資額×5%	3億円		産業集債の形成及の活 性化に関する法律 で成19年法律第40号
		高度物流関連事業 ※成長産業分野に関連する事業 に限る。		│ 	新 投資 程用 設	投資:20億円以上 雇用:20人以上	投資額×10%	<u>5億円</u>	6億5千万円 (同一企業))(以下「旧企業立地促
							投資額×5%	<u>1億5千万円</u>		
	市町村連携	市町村が行う立地助成措置の対象であること ・製造業 ・植物工場 ・自然科学研究所 ・高度物流関連事業 ・データセンター事業 ・ IT産業 (ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、 インター ネット附随サービス業) ・コールセンター事業		特別対策地域	新設・増設		投資助成:投資 額×4% 雇用助成:雇用 増1人あたり50万 円(※4)	・投資助成 1億円・雇用助成 5千万円		
類型Ⅱ				特別対策地域と、地域経済牽引事業促進 法適用地域(※2)	設	投資:2千5百万円 以上 雇用:5人以上(※ 3)	投資助成:投資 額×8% 雇用助成:雇用 増1人あたり50万 円(※4)			
				地域経済牽引事業促進法適用地域(※2)			投資助成:投資 額×4% 雇用助成:雇用 増1人あたり50万 円(※4)		3億円 (同一企業)	
				工業団地(札幌市を除く。) (製造業又は植物工場に限る。)	新設	投資:5千万円以上 雇用:5人以上(※3)	投資額×8%	1億円		
				工場適地(札幌市を除く。) (植物工場に限る。)	増設		投資額×4%			

- ※1 知事承認地域経済牽引事業であって、知事が特に必要と認める事業に限る。
- ※2 札幌市の区域にあっては特認事業者が新設する場合に限る。
- ※3 補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増(2人まで)を含むことができる。
- ※4 雇用増6人以上の場合(6人目から支給)